



中央区教育委員会告示第七号

中央区文化財保護条例（昭和六十三年四月中央区条例第二十九号）第十条第一項第一号の規定により次のとおり中央区指定有形文化財に指定します。

令和八年四月一日

記

中央区教育委員会



- | | | |
|---|------|-----------------------------|
| 一 | 指定名称 | 八丁堀三丁目（第二次）遺跡内朗惺寺跡出土こけら経 |
| 二 | 指定種別 | 中央区指定有形文化財 |
| 三 | 所在地 | 東京都中央区新富一丁目一三番一四号 中央区立郷土資料館 |
| 四 | 所有者 | 中央区 |
| 五 | 員数 | 六七六枚 |
| 六 | 年代 | 江戸時代前期 |